- 【条例】東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成二十四年東京都条例第百十一号)
- 【規則】東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成二十四年東京都規則第百四十一号)
- 【要領】東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備 及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領(二四福保高介第一 八八二号)

条例	規則	要領
目次         第一章 総則(第一条一第三条)         第三章 訪問入浴介護         第一節 基本方針(第四十七条)         第二節 人員に関する基準(第四十八条・第四十九条)         第三節 設備に関する基準(第五十条)         第四節 運営に関する基準(第五十一条一第五十八条)         第五節 基準該当訪問入浴介護に関する基準(第五十九条一第六十二条)         第十四章 雑則(第二百七十六条・第二百七十七条)         附則	<ul><li>目次</li><li>第一章 総則(第一条・第二条)</li><li>第三章 訪問入浴介護(第七条─第十一条)</li></ul> 附則	介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。)第四十二条第一項第二号並びに第七十四条第一項及び第二項の規定に基づく「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成二十四年東京都条例第百十一号。以下、「居宅条例」という。)及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成二十四年東京都規則第百四十一号。以下「居宅規則」という。)に、法第百十五条の四第一項及び第二項の規定に基づく「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(平成二十四年東京都条例第百十二号。以下「予防条例」という。)及び東京都指定介護予防サービス等に係る介護予防サービス等に係る介護予防サービス等に係る介護予防サービス等に係る介護予防サービス等に係る介護予防サービス等に係る介護予防サービス等に係る介護予防サービス等に係る介護予防サービス等に係る介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則(平成二十四年東京都規則第百四十二号。以下「予防規則」という。)により定めたところである。この要領は、居宅条例、居宅規則、予防条例及び予防規則の施行について必要な内容を定めるものとする。
第一章 総則 (趣旨) 第一条 この条例は、介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。)第四十二条第一項第二号、第七十二条の二第一項各号並びに第七十四条第一項及び第二項の規定に基づき、東京都の区域(八王子市を除く区域をいう。)における指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。	第一章 総則 (趣旨) 第一条 この規則は、東京都指定居宅サービス等の 事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例 (平成二十四年東京都条例第百十一号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定める ものとする。	第一 居宅条例及び予防条例の性格  1 居宅条例及び予防条例は、指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業がその目的を達成するために必要な最低限度の基準を定めたものであり、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者は、常にその事業の運営の向上に努めなければならないこと。  2 指定居宅サービス及び指定介護予防サービスの事業を行う者又は行おうとする者が満たすべき基準等を満たさない場合には、指定居宅サービス及び指定介護予防サービスの指定又は更新は受けられず、また、運営開始後、基準に違反することが明らかになった場合には、①相当の期間を定めて基準を遵守するよう勧告

を行い、②相当の期間内に勧告に従わなかった ときは、事業者名、勧告に至った経緯、当該勧 告に対する対応等を公表し、③正当な理由が無 く、当該勧告に係る措置を採らなかったとき は、相当の期限を定めて当該勧告に係る措置を 採るよう命令することができるものであるこ と。また、③の命令をした場合には事業者名、 命令に至った経緯等を公示しなければならな い。なお、③の命令に従わない場合には、当該 指定を取り消すこと、又は取消しを行う前に相 当の期間を定めて指定の全部若しくは一部の 効力を停止すること(不適正なサービスが行わ れていることが判明した場合、当該サービスに 関する介護報酬の請求を停止させること)がで きる。ただし、次に掲げる場合には、基準に従 った適正な運営ができなくなったものとして、 直ちに指定を取り消すこと又は指定の全部若 しくは一部の効力を停止することができるも のであること。

- ① 次に掲げるときその他の事業者が自己の 利益を図るために基準に違反したとき
  - イ 指定居宅サービスの提供に際して利用 者が負担すべき額の支払を適正に受けな かったとき
  - ロ 居宅介護支援事業者又はその従業者に 対し、利用者に対して特定の事業者による サービスを利用させることの代償として、 金品その他の財産上の利益を供与したと き
- ② 利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるとき
- ③ その他①及び②に準ずる重大かつ明白な 基準違反があったとき
- 3 運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に従って事業の運営をすることができなくなったことを理由として指定が取り消され、法に定める期間の経過後に再度当該事業者から当該事業所について指定の申請がなされた場合には、当該事業者が運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を遵守することを確保することに特段の注意が必要であり、その改善状況等が十分に確認されない限り指定を行わないものとすること。
- 4 特に、居宅サービスの事業の多くの分野においては、基準に合致することを前提に自由に事業への参入を認めていること等にかんがみ、基準違反に対しては、厳正に対応すべきであること。

## 第二 総論

1 事業者指定の単位について

事業者の指定は、原則としてサービス提供の 拠点ごとに行うものとする。ただし、同一法人 に限り別に定める要件を満たす場合、この限り ではない。

2 用語の定義居宅条例第二条及び予防条例第二条におい

(用語の意義) (用語)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語 第二条 この規則において「常勤換算方法」とは、

の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 居宅サービス事業者 法第八条第一項に規 定する居宅サービス事業を行う者をいう。
- 二 指定居宅サービス事業者 法第四十一条第 一項に規定する指定居宅サービス事業者をい う。
- 三 指定居宅サービス 法第四十一条第一項に 規定する指定居宅サービスをいう。
- 四 利用料 法第四十一条第一項に規定する居 宅介護サービス費の支給の対象となる費用に 係る利用者が負担すべき対価をいう。
- 五 居宅介護サービス費用基準額 法第四十一 条第四項第一号又は第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額 (その額が現に当該指定居宅サービスに要した費用の額を超えるときは、当該費用の額)を いう。
- 六 法定代理受領サービス 法第四十一条第六 項の規定により居宅介護サービス費が利用者 に代わり当該指定居宅サービス事業者に支払 われる場合における当該居宅介護サービス費 に係る指定居宅サービスをいう。
- 七 基準該当居宅サービス 法第四十二条第一 項第二号に規定する基準該当居宅サービスを いう。
- 八 共生型居宅サービス 法第七十二条の二第 一項の申請に係る法第四十一条第一項の指定 を受けた者による指定居宅サービスをいう。
- 2 前項に掲げるもののほか、この条例で使用する 用語の意義は、法で使用する用語の例による。

当該事業所の従業者の勤務延時間数の総数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

2 前項に規定するもののほか、この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

て、一定の用語についてその定義を明らかにしているところであるが、以下は、同条に定義が置かれている用語について、その意味をより明確なものとするとともに、基準中に用いられている用語であって、定義規定が置かれていないものの意味を明らかにするものである。

### (1) 「常勤換算方法」

当該指定居宅サービス事業所及び指定介護予防サービス事業所の従業者の勤務延時間の総数を、当該事業所の就業規則等において定める常勤の従業者が勤務すべき時間数(週三二時間を下回る時間数を定められている場合は、週三二時間を基本とする。)で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものである。

この場合の勤務延時間数は、当該事業所の 指定に係る事業のサービスに従事する勤務 時間の延べ数であり、例えば、当該事業所が 訪問介護と訪問看護の指定を重複して受け る場合であって、ある従業者が訪問介護員等 と看護師等を兼務する場合、訪問介護員等の 勤務延時間数には、訪問介護員等としての勤 務時間だけを算入することとなるものであ ること。

ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条第一項に規定する措置(以下「母性健康管理措置」という。)又は育児休業、介護体業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号。以下「育児・介護休業法」という。)第二十三条第一項、同条第三項又は同法第二十四条に規定する所定労働時間の短縮等の措置(以下「育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置」という。)が講じられている場合、三十時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、一として取り扱うことを可能とする。

### (2) 「勤務延時間数」

勤務表上、当該居宅サービス事業又は介護 予防サービス事業に係るサービスの提供に 従事する時間又は当該事業に係るサービス の提供のための準備等を行う時間(待機の時間を含む。)として明確に位置付けられてい る時間の合計数とする。なお、従業者一人に つき、勤務延時間数に算入することができる 時間数は、当該事業所の就業規則等において 定める常勤の従業者が勤務すべき勤務時間 数を上限とすること。

# (3) 「常勤」

当該指定居宅サービス事業所又は介護予防サービス事業所における勤務時間が、当該事業所の就業規則等において定める常勤の従業者が勤務すべき時間数(週三二時間を下回る時間数を定められている場合は、週三二時間を基本とする。)に達する勤務体制を定

められていることをいう。ただし、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を週三〇時間として取り扱うことを可能とする。

同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられる管理者の職務については、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとする。例えば、一の事業者によって行われる指定訪問介護事業所と指定訪問入浴介護事業所が併設されている場合、指定訪問介護事業所の管理者と指定訪問入浴介護事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。

指定通所リハビリテーション(一時間以上

二時間未満に限る)又は指定介護予防通所リ ハビリテーションが、保険医療機関において 医療保険の脳血管疾患等リハビリテーショ ン料、廃用症候群リハビリテーション料、運 動器リハビリテーション料又は呼吸器リハ ビリテーション料のいずれかを算定すべき リハビリテーションが同じ訓練室で実施さ れている場合に限り、専ら当該指定通所リハ ビリテーション又は指定介護予防通所リハ ビリテーションの提供に当たる理学療法士、 作業療法士又は言語聴覚士は、医療保険の脳 血管疾患等リハビリテーション料、廃用症候 群リハビリテーション料、運動器リハビリテ ーション料又は呼吸器リハビリテーション 料のいずれかを算定すべきリハビリテーシ ョンに従事して差し支えない。ただし、当該 従事者が指定通所リハビリテーション又は 指定介護予防通所リハビリテーションに従 事していない時間帯については、居宅規則第 二十八条第一項第二号又は第二項の従事者 の員数及び厚生労働大臣が定める基準(平成 二十七年厚生労働省告示(第九十五号)の第 二十四号の三の従業者の合計数に含めない。

また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第六十五条に規定する休業(以下「産前産後休業」という。)、母性健康管理措置、育児・介護休業法第二条第一号に規定する育児休業(以下「育児休業」という。)、同条第二号に規定する介護休業(以下「介護休業」という。)、同法第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第二十四条第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業(以下「育児休業に準ず

る休業」という。)を取得中の期間において、 当該人員基準において求められる資質を有 する複数の非常勤の従事者を常勤の従業者 の員数に換算することにより、人員基準を満 たすことが可能であることとする。

- (4) 「専ら従事する」「専ら提供に当たる」 原則として、サービス提供時間帯を通じて 当該サービス以外の職務に従事しないこと をいうものである。この場合のサービス提供 時間帯とは、当該従業者の当該事業所におけ る勤務時間(指定通所介護及び指定通所リハ ビリテーションについては、サービスの単位 ごとの提供時間)をいうものであり、当該従 業者の常勤・非常勤の別を問わない。ただし、 通所介護及び通所リハビリテーションにつ いては、あらかじめ計画された勤務表に従っ て、サービス提供時間帯の途中で同一職種の 従業者と交代する場合には、それぞれのサー ビス提供時間を通じて当該サービス以外の 職務に従事しないことをもって足りるもの である。
- (5) 「前年度の平均値」(居宅規則第三十一条第 三項、第四十四条第二項、第五十七条第三項 及び第六十一条第三項関係)
  - ① 居宅規則第三十一条第三項(指定短期入 所生活介護に係る生活相談員、介護職員又 は看護職員の員数を算定する場合の利用 者の数の算定方法)、第四十八条第三項(老 人性認知症疾患療養病棟を有する病院で あって介護療養型医療施設でない指定短 期入所療養介護事業所における看護職員 又は介護職員の員数を算定する場合の入 院患者の数の算定方法)及び第五十七条第 三項(指定特定施設における生活相談員、 看護職員若しくは介護職員の人員並びに 計画作成担当者の人員の標準を算定する 場合の利用者の数の算定方法)における 「前年度の平均値」は、当該年度の前年度 (毎年四月一日に始まり翌年三月三十一 日をもって終わる年度とする。以下同じ。) の平均を用いる。この場合、利用者数等の 平均は、前年度の全利用者等の延数を当該 前年度の日数で除して得た数とする。この 平均利用者数等の算定に当たっては、小数 点第二位以下を切り上げるものとする。た だし、短期入所生活介護、介護予防短期入 所生活介護、特定施設入居者生活介護、介 護予防特定施設入居者生活介護について は、これらにより難い合理的な理由がある 場合には、他の適切な方法により利用者数 を把握するものとする。
  - ② 新たに事業を開始し、若しくは再開し、 又は増床した事業者又は施設においては、 新設又は増床分のベッドに関しては、前年 度において一年未満の実績しかない場合 (前年度の実績が全くない場合を含む。) の利用者数等は、新設又は増床の時点から 六月未満の間は、便宜上、ベッド数の九

○%を利用者数等とし、新設又は増床の時点から六月以上一年未満の間は、直近の六月における全利用者等の延数を六月間の日数で除して得た数とし、新設又は増床の時点から一年以上経過している場合は、直近一年間における全利用者等の延数を一年間の日数で除して得た数とする。また、減床の場合には、減床後の実績が三月以上あるときは、減床後の利用者数等の延数を延日数で除して得た数とする。ただし、短期入所生活介護及び特定施設入居者生活介護については、これらにより難い合理的な理由がある場合には、他の適切な方法により利用者数を推定するものとする。

3 指定居宅サービスと指定介護予防サービス 等の一体的運営等について

指定居宅サービス又は基準該当居宅サービスに該当する各事業を行う者が、指定介護予防サービス等又は基準該当介護予防サービス等に該当する各事業者の指定を併せて受け、かつ、指定居宅サービス又は基準該当居宅サービスの各事業と指定介護予防サービス等又は基準該当介護予防サービス等の各事業とが同じ事業所で一体的に運営されている場合については、介護予防における各基準を満たすことによって、基準を満たしているとみなすことができる等の取扱いを行うことができることとされたが、その意義は次のとおりである。

例えば、訪問介護においては、指定居宅サービスにおいても、第一号訪問事業(指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。以下同じ。)においても、訪問介護員等を常勤換算方法で二・五人以上配置しなければならないとされているが、同じ事業所で一体的に運営している場合には、合わせて常勤換算方法で五人以上を置かなければならないという趣旨ではなく、常勤換算方法で二・五人以上配置していることで、指定居宅サービスに該当する訪問介護も、第一号訪問事業も、双方の基準を満たすこととするという趣旨である。

設備、備品についても同様であり、例えば、定員三○人の指定通所介護事業所においては、機能訓練室の広さは30人×3㎡=90㎡を確保する必要があるが、この三○人に第一号通所事業(指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。以下同じ。)の利用者も含めて通算することにより、要介護者一五人、要支援者一五人であっても、あるいは要介護者二○人、要支援者一○人の場合であっても、合計で九○㎡が確保されていれば、基準を満たすこととするという趣旨である。

要するに、人員についても、設備、備品についても、同一の事業所で一体的に運営する場合にあっては、例えば、従前から、指定居宅サービス事業を行っている者が、従来どおりの体制を確保していれば、指定介護予防サービス等の基準も同時に満たしていると見なすことがで

(指定居宅サービスの事業の一般原則)

- 第三条 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思 及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って指 定居宅サービスの提供に努めなければならない。
- 2 指定居宅サービス事業者は、地域との結び付き を重視した運営を行い、特別区及び市町村(以下 「区市町村」という。)、他の居宅サービス事業者 その他の保健医療サービス又は福祉サービスを 提供する者との密接な連携に努めなければなら ない。
- 3 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービス を提供するに当たっては、法第百十八条の二第一 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な 情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなけ ればならない。

第三章 訪問入浴介護 第一節 基本方針

(基本方針)

第四十七条 指定居宅サービスに該当する訪問入 浴介護(以下「指定訪問入浴介護」という。)の事 業は、利用者が要介護状態となった場合、可能な 限り居宅において、その有する能力に応じ自立し た日常生活を営むことができるよう、居宅におけ る入浴の援助を行うことにより、利用者の身体の 清潔の保持、心身機能の維持等を図るものでなけ ればならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者の配置の基準)

- 第四十八条 指定訪問入浴介護の事業を行う者(以下「指定訪問入浴介護事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「指定訪問入浴介護事業所」という。)ごとに指定訪問入浴介護の提供に当たる次に掲げる従業者(以下この節から第四節までにおいて「訪問入浴介護従業者」という。)を規則で定める基準により置かなければならない。
  - 一 看護師又は准看護師(以下この章において 「看護職員」という。)

第三章 訪問入浴介護

(従業者の配置の基準)

- 第七条 条例第四十八条第一項に規定する規則で 定める基準は、次の各号に掲げる訪問入浴介護従 業者(同項に規定する訪問入浴介護従業者をい う。)の区分に応じ、当該各号に定める員数とす る。
  - 一 看護職員(条例第四十八条第一項第一号に規 定する看護職員をいう。以下この章において同

きるという趣旨である。

なお、居宅サービスと介護予防サービスを同一の拠点において運営されている場合であっても、完全に体制を分離して行われており一体的に運営されているとは評価されない場合にあっては、人員についても設備、備品についてもそれぞれが独立して基準を満たす必要があるので留意されたい。

また、例えば、指定居宅サービスと緩和した 基準による第一号訪問事業等を一体的に運営 する場合には、緩和した基準による第一号訪問 事業等については、区市町村がサービス内容等 に応じて基準を定められるが、例えば、サービ ス提供責任者であれば、要介護者数で介護給付 の基準を満たす必要があるので留意されたい。

第三 介護サービス

二 訪問入浴介護

- 1 人員に関する基準
- (1) 従業者の員数(居宅条例第四十八条)

指定訪問入浴介護事業所における訪問入 浴介護従業者の員数については、最低限必要 の数を定めたものであり、訪問入浴介護の提 供量に応じて、居宅条例第五十五条第三号の 規定に基づく体制に必要な員数を確保する ものとする。

### 二 介護職員

2 指定訪問入浴介護事業者が指定介護予防訪問 入浴介護事業者(東京都指定介護予防サービス等 の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防 サービス等に係る介護予防のための効果的な支 援の方法の基準に関する条例(平成二十四年東京 都条例第百十二号。以下「指定介護予防サービス 等基準条例」という。) 第四十八条第一項に規定す る指定介護予防訪問入浴介護事業者をいう。以下 同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問入浴 介護の事業と指定介護予防訪問入浴介護(指定介 護予防サービス等基準条例第四十七条に規定す る指定介護予防訪問入浴介護をいう。以下同じ。) の事業とが同一の事業所において一体的に運営 される場合は、指定介護予防サービス等基準条例 第四十八条第一項に規定する人員に関する基準 を満たすことに加え、介護職員を一人置くことを もって、前項に規定する基準を満たすものとみな す。

#### (管理者)

- 第四十九条 指定訪問入浴介護事業者は、各指定訪問入浴介護事業所において指定訪問入浴介護事業所を管理する者(以下この条及び第五十一条において「管理者」という。)を置かなければならない。
- 2 管理者は、専ら当該指定訪問入浴介護事業所の 管理に係る職務に従事する常勤の者でなければ ならない。ただし、当該指定訪問入浴介護事業所 の管理上支障がない場合は、当該指定訪問入浴介 護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内に ある他の事業所、施設等の職務に従事することが できる。

## 第三節 設備に関する基準

## (設備及び備品等)

- 第五十条 指定訪問入浴介護事業所は、事業の運営 を行うために必要な広さを有する専用の区画を 設けるほか、指定訪問入浴介護の提供に必要な浴 槽等の設備及び備品等を備えなければならない。
- 2 指定訪問入浴介護事業者が指定介護予防訪問 入浴介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定 訪問入浴介護の事業と指定介護予防訪問入浴介 護の事業とが同一の事業所において一体的に運 営される場合は、指定介護予防サービス等基準条 例第五十条第一項に規定する設備に関する基準 を満たすことをもって、前項に規定する基準を満 たすものとみなす。

じ。) 一人以上

- 二 介護職員 二人以上
- 2 前項の訪問入浴介護従業者のうち一人以上は、 常勤の者でなければならない。

(2) 管理者(居宅条例第四十九条) 訪問介護の場合と同趣旨であるため、第三 の一の1の(3)を参照されたい。

- 2 設備に関する基準(居宅条例第五十条)
- (1) 指定訪問入浴介護事業所には、事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいが、同一の事業者が事業所内において別の事業を運営する場合のみ、間仕切りをする等当該他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、当該他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。なお、この場合に、区分がされていなくても業務に支障がないときは、指定訪問入浴介護の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとする。
- (2) 指定訪問入浴介護事業所には、利用者のプライバシー保護に配慮した適切なスペースとして利用申込の受付、相談等に対応するための相談室または間仕切り等により設けた相談スペース及び浴槽等の備品・設備等を保管するために必要なスペースを確保するものとする。
- (3) 専用の事務室又は区画については、指定訪問入浴介護に必要な浴槽(身体の不自由な者

第四節 運営に関する基準

#### (管理者の責務)

- 第五十一条 管理者は、当該指定訪問入浴介護事業 所の従業者の管理及び指定訪問入浴介護の利用 の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その 他の管理を一元的に行わなければならない。
- 2 管理者は、当該指定訪問入浴介護事業所の従業 者にこの節の規定を遵守させるために必要な指 揮命令を行わなければならない。

### (運営規程)

- 第五十二条 指定訪問入浴介護事業者は、各指定訪問入浴介護事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めなければならない。
  - 一 事業の目的及び運営の方針
  - 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
  - 三 営業日及び営業時間
  - 四 指定訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額
  - 五 通常の事業の実施地域(当該指定訪問入浴介 護事業所が通常時に指定訪問入浴介護を提供 する地域をいう。)
  - 六 指定訪問入浴介護の利用に当たっての留意 事項
  - 七 緊急時等における対応方法
  - 八 虐待の防止のための措置に関する事項
  - 九 その他運営に関する重要事項

### (勤務体制の確保等)

- 第五十二条の二 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対し、適切な指定訪問入浴介護を提供することができるよう各指定訪問入浴介護事業所において、訪問入浴介護従業者の勤務体制を定めなければならない。
- 2 指定訪問入浴介護事業者は、各指定訪問入浴介 護事業所において、当該指定訪問入浴介護事業所 の訪問入浴介護従業者によって指定訪問入浴介 護を提供しなければならない。

が入浴するのに適したもの)、車両(浴槽を運搬し又は入浴設備を備えたもの)等の設備及び備品等を確保する必要がある。特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等を備えること。ただし、他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合であって、指定訪問入浴介護の事業及び当該他の事業所、施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができるものとする。

#### 3 運営に関する基準

#### (1) 管理者の責務

居宅条例第五十一条は、指定訪問入浴介護 事業所の管理者の責務を、指定訪問入浴介護 事業所の従業者の管理及び指定訪問入浴介 護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状 況の把握その他の管理を一元的に行うとと もに、当該指定訪問入浴介護事業所の従業者 に居宅条例の第三章第四節の規定を遵守さ せるため必要な指揮命令を行うこととした ものである。

#### (2) 運営規程

居宅条例第五十二条は、指定訪問入浴介護の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定訪問入浴介護の提供を確保するため、同条第一号から第九号までに掲げる事項を内容とする規定を定めることを指定訪問入浴介護事業所ごとに義務づけたものであるが、同条第六号の「指定訪問入浴介護の利用に当たっての留意事項」とは、利用者が指定訪問入浴介護の提供を受ける際に、利用者側が留意すべき事項(入浴前の食事の摂取に関すること等)を指すものであることに留意するものとする。

### (3) 勤務体制の確保等

居宅条例第五十二条の二は、利用者に対する適切な指定訪問入浴介護の提供を確保するため、職員の勤務体制等について規定したものであるが、次の点に留意する必要がある。

- ① 指定訪問入浴介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、訪問入浴介護従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすること。
- ② 同条第二項は、当該指定訪問入浴介護従業者によって指定訪問入浴介護を提供するべきことを規定したものであるが、指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者とは、雇用契約、労働者派遣法に規定する労働者派遣契約その他の契約により、当

3 指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者の資質向上のための研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定訪問入浴介護事業者は、全ての訪問入浴介護従業者(看護職員、介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者、法第八条第二項に規定する政令で定める者その他これらに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定訪問入浴介護事業者は、適切な指定訪問入 浴介護の提供を確保する観点から、職場において 行われる優越的な関係を背景とした言動であっ て業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの又は 性的な言動により訪問入浴介護従業者の就業環 境が害されることを防止するための方針の明確 化等の必要な措置を講じなければならない。

(利用料等の受領)

該事業所の管理者の指揮命令下にある訪 問入浴介護従業者を指すものであること。

③ 同条第三項前段は、当該指定訪問入浴介 護事業所の従業者の質の向上を図るため、 研修機関が実施する研修や当該事業所内 の研修への参加の機会を計画的に確保す ることとしたものであること。

また、同項後段は、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づけることとしたものであり、これは、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させ、認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から実施するものであること。

当該義務付けの対象とならない者は、各 資格のカリキュラム等において、認知症介 護に関する基礎的な知識及び技術を習得 している者とすることとし、具体的には、 同条第三項において規定されている看護 師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門 員、実務者研修修了者、介護職員初任者研 修修了者、生活援助従事者研修修了者に加 え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員 養成研修一級課程・二級課程修了者、社会 福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療 法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健 福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッ サージ師、はり師、きゅう師等とする。

なお、当該義務付けの適用に当たって は、令和三年改正条例附則第五項におい て、三年間の経過措置を設けており、令和 六年三月三十一日までの間は、努力義務と されている。指定訪問入浴介護事業者は、 令和六年三月三十一日までに医療・福祉関 係資格を有さない全ての訪問入浴介護従 業者に対し認知症介護基礎研修を受講さ せるための必要な措置を講じなければな らない。また、新規採用、中途採用を問わ ず、事業所が新たに採用した従業者(医療・ 福祉関係資格を有さない者に限る。)に対 する当該義務付けの適用については、採用 後一年間の猶予期間を設けることとし、採 用後一年を経過するまでに認知症介護基 礎研修を受講させることとする(この場合 についても、令和六年三月三十一日までは 努力義務で差し支えない)。

④ 同条第四項の規定は、指定訪問介護に係る居宅条例第十一条第四項の規定と基本的に同趣旨であるため、第三の一の3の(6)④を参照されたい。

(4) 利用料等の受領

- 第五十三条 指定訪問入浴介護事業者は、法定代理 受領サービスに該当する指定訪問入浴介護を提 供した際には、利用者から利用料の一部として、 当該指定訪問入浴介護に係る居宅介護サービス 費用基準額から当該指定訪問入浴介護事業者に 支払われる居宅介護サービス費の額を控除して 得た額の支払を受けるものとする。
- 2 指定訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護を提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と指定訪問入浴介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定訪問入浴介護事業者は、前二項に定める場合において利用者から支払を受ける額のほか規則で定める費用の額の支払を利用者から受けることができる。
- 4 指定訪問入浴介護事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

(指定訪問入浴介護の基本取扱方針)

- 第五十四条 指定訪問入浴介護は、利用者の要介護 状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、利用者 の状態に応じて、適切に行われなければならな い。
- 2 指定訪問入浴介護事業者は、提供する指定訪問 入浴介護の質の評価を行い、常に改善を図らなけ ればならない。

(指定訪問入浴介護の具体的取扱方針)

- 第五十五条 指定訪問入浴介護の具体的な取扱いは、第四十七条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによらなければならない。
  - 一 常に利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえ、必要な指定訪問入浴介護を適切に提供するとともに、利用者又はその家族に対し、指定訪問入浴介護の提供方法等について説明を行うこと。
  - 二 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術を もって指定訪問入浴介護の提供を行うこと。
  - 三 指定訪問入浴介護の提供は、一回の訪問につき、看護職員一人及び介護職員二人をもって行い、これらの者のうち一人を当該指定訪問入浴介護の提供の責任者とすること。ただし、利用者の身体の状況が安定していること等の理由から、入浴により当該利用者の身体の状況等に支障を生じるおそれがないと認められる場合は、主治の医師の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員を充てることができる。
  - 四 指定訪問入浴介護の提供に用いる設備、器具

第四項は、指定訪問介護に係る第二十四条第一項、第二項及び第四項と同趣旨であるため、第三の一の3の(17)の①、②及び④を参照されたい。

① 居宅条例第五十三条第一項、第二項及び

(利用料等の内容)

- 第八条 条例第五十三条第三項に規定する規則で 定める費用の額は、次に掲げるとおりとする。
  - 一 利用者の選定により条例第五十二条第五号 に規定する通常の事業の実施地域以外の地域 の居宅において指定訪問入浴介護を行う場合 に要する交通費
  - 二 利用者の選定により提供される特別な浴槽 水等に係る費用
- ② 居宅条例第五十三条第三項は、指定訪問 入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護の提供に関して、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問入浴介護を行う場合の交通費、及び利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用については、前二項の利用料のほかに利用者から支払を受けることができることとし、保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。
- (5) 指定訪問入浴介護の基本取扱方針及び具 体的取扱方針

指定訪問入浴介護の基本取扱方針及び具体的取扱方針については、居宅条例第五十四条及び第五十五条の定めるところによるほか、次の点に留意するものとする。

- ① 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、 利用者の心身の状況により、訪問時に全身 入浴が困難な場合は、利用者の希望により、「清しき」又は「部分浴(洗髪、陰部、 足部等)」を実施するなど、適切なサービス 提供に努めること。
- ② 居宅条例第五十五条第一号に定める「指定訪問入浴介護の提供方法等」とは、入浴方法等の内容、作業手順、入浴後の留意点などを含むものであること。
- ③ 同条第三号に定める「指定訪問入浴介護の提供の責任者」については、入浴介護に関する知識や技術を有した者であって、衛生管理や入浴サービスの提供に当たって他の従業者に対し作業手順など適切な指導を行うとともに、利用者が安心してサービス提供を受けられるように配慮すること。また、同号に定める「主治の医師の意見の確認」については、利用者又は利用者の承諾を得て当該事業者が、利用者の主治医に確認することとし、併せて、次に確認すべき時期についても確認しておくこと。
- ④ 同条第四号に定める「指定訪問入浴介護の提供に用いる設備、器具その他の用品」の安全衛生については、特に次の点につい

その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意すること。この場合において、特に利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、指定訪問入浴介護の提供ごとに消毒したものを使用すること。

#### (緊急時等の対応)

第五十六条 訪問入浴介護従業者は、現に指定訪問 入浴介護の提供を行っているときに利用者に病 状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速や かに主治の医師又はあらかじめ当該指定訪問入 浴介護事業者が定めた協力医療機関(当該指定訪 問入浴介護事業者との間で、利用者が医療を必要 とした際の連携協力が合意されている医療機関 をいう。)への連絡を行う等の必要な措置を講じ なければならない。

## (記録の整備)

- 第五十七条 指定訪問入浴介護事業者は、従業者、 設備、備品及び会計に関する記録を整備しなけれ ばならない。
- 2 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指 定訪問入浴介護の提供に関する次に掲げる記録 を整備し、当該利用者の契約終了の日から二年間 保存しなければならない。
  - 一 次条において準用する第二十三条第二項に 規定する提供したサービスの具体的な内容等 の記録
  - 二 次条において準用する第三十条に規定する 区市町村への通知に係る記録
  - 三 次条において準用する第三十七条第二項に 規定する苦情の内容等の記録
  - 四 次条において準用する第三十九条第一項に 規定する事故の状況及び処置についての記録

### (準用)

第五十八条 第十一条の二から第二十三条まで、第二十五条、第三十条、第三十二条から第三十五条まで及び第三十六条から第四十条までの規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第十一条の二第二項、第十二条第一項、第二十二条及び第三十二条第一項中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、同条第二項中「設備及び備品等」とあるのは「指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第三十三条第一項中「訪問介護員等」

### (準用)

第九条 第四条から第四条の三までの規定は、指定 訪問入浴介護の事業について準用する。この場合 において、第四条の二第一項及び第四条の三第一 項中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護 従業者」と読み替えるものとする。 て留意すること。

- イ 浴槽など利用者の身体に直に接触する設備・器具類は、利用者一人ごとに消毒した清潔なものを使用し、使用後に洗浄及び消毒を行うこと。また、保管に当たっても、清潔保持に留意すること。
- ロ 皮膚に直に接するタオル等については、利用者一人ごとに取り替えるか個人専用のものを使用する等、安全清潔なものを使用すること。
- ハ 消毒方法等についてマニュアルを作成するなど、当該従業者に周知させること。

#### (6) 緊急時等の対応

居宅条例第五十六条は、訪問入浴介護従業者が現に指定訪問入浴介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき速やかに主治医又はあらかじめ当該指定訪問入浴介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならないこととしたものである。協力医療機関については、次の点に留意するものとする。

- ① 協力医療機関は、事業の通常の実施地域内にあることが望ましいものであること。
- ② 緊急時において円滑な協力を得るため、 当該協力医療機関との間であらかじめ必 要な事項を取り決めておくこと。

## (7) 記録の整備

訪問介護の場合と同趣旨であるため、第三 の一の3の(33)を参照されたい。

### (8) 準用

居宅条例第五十八条の規定により、居宅条例第十一条の二から第二十三条まで、第二十五条、第三十条及び第三十二条から第三十五条まで及び第三十六条から第四十条までの規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用されるため、第三の一の3の(7)から(16)まで((8)の第三者評価の実施状況に係る規定を除く。)、(18)、(21)、(23)から(25)まで及び(27)から(32)までを参照されたい。この場合において、居宅条例第三十二条第二項中

とあるのは「訪問入浴介護従業者」と読み替える ものとする。

> 第五節 基準該当訪問入浴介護に関する 基準

(従業者の配置の基準)

- 第五十九条 基準該当居宅サービスに該当する訪問入浴介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当訪問入浴介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当訪問入浴介護事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「基準該当訪問入浴介護事業所」という。)ごとに基準該当訪問入浴介護の提供に当たる次に掲げる従業者(以下この節において「訪問入浴介護従業者」という。)を規則で定める基準により置かなければならない。
  - 一 看護職員
  - 二 介護職員
- 2 基準該当訪問入浴介護の事業と基準該当介護 予防訪問入浴介護(指定介護予防サービス等基準 条例第五十九条第一項に規定する基準該当介護 予防訪問入浴介護をいう。以下同じ。)の事業と が、同一の事業者により同一の事業所において一 体的に運営される場合は、同項に規定する人員に 関する基準を満たすことに加え、介護職員を一人 置くことをもって、前項に規定する基準を満たす ものとみなす。

(管理者)

- 第六十条 基準該当訪問入浴介護事業者は、各基準 該当訪問入浴介護事業所において基準該当訪問 入浴介護事業所を管理する者(以下この条におい て「管理者」という。)を置かなければならない。
- 2 管理者は、専ら当該基準該当訪問入浴介護事業 所の管理に係る職務に従事する者でなければな らない。ただし、当該基準該当訪問入浴介護事業 所の管理上支障がない場合は、当該基準該当訪問 入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷 地内にある他の事業所、施設等の職務に従事する ことができる。

(設備及び備品等)

- 第六十一条 基準該当訪問入浴介護事業所は、事業 の運営を行うために必要な広さの区画を設ける ほか、基準該当訪問入浴介護の提供に必要な浴槽 等の設備及び備品等を備えなければならない。
- 2 基準該当訪問入浴介護の事業と基準該当介護 予防訪問入浴介護の事業とが、同一の事業者によ り同一の事業所において一体的に運営される場 合は、指定介護予防サービス等基準条例第六十一 条第一項に規定する設備に関する基準を満たす ことをもって、前項に規定する基準を満たすもの とみなす。

(準用)

第六十二条 第十一条の二から第十八条まで、第二 十条から第二十三条まで、第二十五条、第三十条、 第三十二条から第三十五条まで、第三十六条、第 (基準該当訪問入浴介護に係る従業者の配置の基 \*\*)

- 第十条 条例第五十九条第一項に規定する規則で 定める基準は、次の各号に掲げる訪問入浴介護従 業者(同項に規定する訪問入浴介護従業者をい う。)の区分に応じ、当該各号に定める員数とす る。
- 一 看護職員 一人以上
- 二 介護職員 二人以上

「設備及び備品等」とあるのは「指定訪問入 浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品 等」と読み替えられることに留意するものと する。

- 4 基準該当訪問入浴介護に関する基準
- (1) 従業者の員数(居宅条例第五十九条)

基準該当訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者の員数については、最低限必要な数を定めたものであり、訪問入浴介護の提供量に応じて、居宅条例第六十二条により準用する居宅条例第五十五条第三号の規定に基づく体制に必要な員数を確保するものとする。

(2) 管理者(居宅条例第六十条)

指定訪問入浴介護の場合と基本的に同趣 旨であるため、第三の二の1の(2)を参照さ れたい。ただし、管理者は常勤である必要は ないことに留意するものとする。

(3) 設備及び備品等(居宅条例第六十一条) 指定訪問入浴介護の場合と基本的に同趣 旨であるため、第三の二の2を参照された い。

(4) 運営に関する基準

居宅条例第六十二条の規定により、居宅条 例第十一条の二から第十八条まで、第二十条 から第二十三条まで、第二十五条、第三十条、

(準用)

第十一条 第四条から第四条の三まで及び第八条 の規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について 準用する。この場合において、第四条の二第一項

三十七条(第四項を除く。)、第三十八条から第四 十条まで及び第四十七条並びに第四節(第五十三 条第一項及び第五十八条を除く。)の規定は、基準 該当訪問入浴介護の事業について準用する。この 場合において、第十一条の二第二項、第十二条第 一項及び第二十二条中「訪問介護員等」とあるの は「訪問入浴介護従業者」と、第二十三条第一項 中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一 条第六項の規定により利用者に代わって支払を 受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内 容」と、第二十五条中「法定代理受領サービスに 該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当 訪問入浴介護」と、第三十二条第一項中「訪問介 護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、 同条第二項中「設備及び備品等」とあるのは「基 準該当訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備 及び備品等」と、第三十三条第一項中「訪問介護 員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第 五十三条第二項中「法定代理受領サービスに該当 しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当 訪問入浴介護」と、同条第三項中「前二項」とあ るのは「前項」と読み替えるものとする。

第十四章 雜則

(電磁的記録等)

第二百七十六条 指定居宅サービス事業者及び指 定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存 その他これらに類するもののうち、この条例にお いて書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、 副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって 認識することができる情報が記載された紙その 他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で 行うことが規定されている又は想定されるもの (第十五条第一項(第四十一条の三、第四十六条、 第五十八条、第六十二条、第七十八条、第八十八 条、第九十七条、第百十二条、第百十四条、第百 三十四条、第百四十五条、第百六十七条(第百八 十条において準用する場合を含む。)、第百八十条 の三、第百八十七条、第二百三条(第二百十五条 において準用する場合を含む。)、第二百三十六 条、第二百四十七条、第二百六十二条、第二百六 十四条及び第二百七十五条において準用する場 合を含む。)、第二百二十四条第一項(第二百四十 七条において準用する場合を含む。)及び次項に 規定するものを除く。)については、書面に代え て、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁 気的方式その他人の知覚によっては認識するこ とができない方式で作られる記録であって、電子 計算機による情報処理の用に供されるものをい う。)により行うことができる。

及び第四条の三第一項中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第八条第一号中「条例第五十二条第五号に規定する通常の事業の実施地域」とあるのは「当該基準該当訪問入浴介護事業所が通常時に基準該当訪問入浴介護を提供する地域」と、「指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と読み替えるものとする。

第三十二条から第三十五条まで、第三十六 条、第三十七条(第四項を除く。)、第三十八 条から第四十条まで及び第四十七条並びに 第四節(第五十三条第一項及び第五十八条を 除く。)の規定は、基準該当訪問入浴介護の事 業について準用されるものであるため、第三 の一の3の(7)から(12)まで、(14)から(16)まで、(18)、(21)、(23)から(25)及び(27)か ら(32)まで並びに第三の二の3の(1)から (7)までを参照されたい。この場合において、 準用される居宅条例第五十三条第二項の規 定は、基準該当訪問入浴介護事業者が利用者 から受領する利用料について、当該サービス が結果的に保険給付の対象となる場合もな らない場合も、特例居宅介護サービス費を算 定するための基準となる費用の額(一〇〇分 の九〇、一〇〇分の八〇又は一〇〇分の七〇 を乗ずる前の額)との間に不合理な差額が生 じることを禁ずることにより、結果的に保険 給付の対象となるサービスの利用料と、保険 給付の対象とならないサービスの利用料と の間に、一方の管理経費の他方への転嫁等に よる不合理な差額を設けることを禁止する 趣旨である。なお、当該事業所による訪問入 浴介護が複数の区市町村において基準該当 訪問入浴介護と認められる場合には、利用者 の住所地によって利用料が異なることは認 められないものである。

## 第五 雑則

1 電磁的記録について

居宅条例第二百七十六条第一項及び予防条例第二百六十六条第一項は、指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者等(以下「事業者等」という。)の書面の保存等に係る負担の軽減を図るため、事業者等は、この条例で規定する書面(被保険者証に関するものを除く。)の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができることとしたものである。

- (1) 電磁的記録による作成は、事業者等の使用 に係る電子計算機に備えられたファイルに 記録する方法または磁気ディスク等をもっ て調製する方法によること。
- (2) 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。
  - ① 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法
  - ② 書面に記載されている事項をスキャナ 等により読み取ってできた電磁的記録を 事業者等の使用に係る電子計算機に備え られたファイル又は磁気ディスク等をも って調製するファイルにより保存する方 法
- (3) その他、居宅条例第二百七十六条第一項及び予防条例第二百六十六条第一項において

2 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(委任)

第二百七十七条 この条例に定めるもののほか、こ の条例の施行について必要な事項は、規則で定め る 電磁的記録により行うことができるとされているものは、(1)及び(2)に準じた方法によること。

- (4) また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。
- 2 電磁的方法について

居宅条例第二百七十六条第二項及び予防条例第二百六十六条第二項は、利用者及びその家族等(以下「利用者等」という。)の利便性向上並びに事業者等の業務負担軽減等の観点から、事業者等は、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等(交付、説明、同意、承諾、締結その他これに類するものをいう。)について、事前に利用者等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができることとしたものである。

- (1) 電磁的方法による交付は、居宅条例第十二 条第二項から第四項まで及び予防条例第五 十二条の三第二項から第四項までの規定に 準じた方法によること。
- (2) 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についてのQ&A(令和二年六月十九日内閣府・法務省・経済産業省)」を参考にすること。
- (3) 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印についてのQ&A(令和二年六月十九日内閣府・法務省・経済産業省)」を参考にすること。
- (4) その他、居宅条例第二百七十六条第二項及び予防条例第二百六十六条第二項において電磁的方法によることができるとされているものは、(1)から(3)までに準じた方法によること。ただし、居宅条例若しくは予防条例又はこの通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。
- (5) また、電磁的方法による場合は、個人情報 保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事 業者における個人情報の適切な取扱いのた めのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報 システムの安全管理に関するガイドライン」 等を遵守すること。

別表一

別表二

別表三

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成十二年四月一日前から存する老人短期入 所事業(介護保険法施行法(平成九年法律第百二 十四号)第二十条による改正前の老人福祉法(以 下この項において「旧老人福祉法」という。)第五 条の二第四項に規定する老人短期入所事業をい う。)の用に専ら供する施設又は老人短期入所施 設(旧老人福祉法第二十条の三に規定する老人短 期入所施設をいう。)(いずれの施設においても基 本的な設備が完成されているものを含み、同日以 降に増築され、又は全面的に改築された部分を除 く。)については、第百五十条第四項の規定は適用 しない。
- 3 医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成 十三年厚生労働省令第八号。以下「平成十三年医療法施行規則等改正省令」という。)附則第三条に 規定する既存病院建物内の旧療養型病床群(病床 を転換して設けられたものに限る。以下「病床転 換による旧療養型病床群」という。)に係る病床を 有する病院である指定短期入所療養介護事業所 であって、同条の規定の適用を受ける病室を有す るものについては、同条の規定にかかわらず、療 養病床に係る一の病室の病床数は、四床以下とし なければならない。
- 4 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を 有する病院である指定短期入所療養介護事業所 であって、平成十三年医療法施行規則等改正省令 附則第六条の規定の適用を受ける病室を有する ものについては、同条の規定にかかわらず、療養 病床に係る病室の床面積は、内法による測定で、 利用者一人につき六・四平方メートル以上としな ければならない。
- 5 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を 有する病院である指定短期入所療養介護事業所 であって、平成十三年医療法施行規則等改正省令 附則第二十一条の規定の適用を受けるものにつ いては、同条の規定にかかわらず、機能訓練室は、 内法による測定で四十平方メートル以上の床面 積を有し、必要な器械及び器具を備えなければな らない。
- 6 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を 有する病院である指定短期入所療養介護事業所 であって、平成十三年医療法施行規則等改正省令 附則第二十二条の規定の適用を受けるものに係 る食堂及び浴室については、同条の規定にかかわ らず、次に掲げる基準によらなければならない。
  - 一 食堂は、内法による測定で、療養病床における利用者一人につき一平方メートル以上の床面積を有すること。
  - 二 浴室は、身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。
- 7 平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第四条に規定する既存診療所建物内の旧療養型病

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成十二年四月一日前から存する老人短期入 所事業(介護保険法施行法(平成九年法律第百二 十四号)第二十条の規定による改正前の老人福祉 法(以下この項において「旧老人福祉法」という。) 第五条の二第四項に規定する老人短期入所事業 をいう。次項において同じ。)の用に専ら供する施 設又は老人短期入所施設(旧老人福祉法第二十条 の三に規定する老人短期入所施設をいう。次項に おいて同じ。)(いずれの施設においても基本的な 設備が完成されているものを含み、同日以降に増 築され、又は全面的に改築された部分を除く。)に ついては、第三十三条第五項第一号イ及びロ並び に同項第二号(ただし書を除く。)の規定は適用し ない。
- 3 平成十二年四月一日前から存する老人短期入 所事業の用に専ら供する施設若しくは老人短期 入所施設(いずれの施設においても基本的な設備 が完成されているものを含み、同日以降に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)又は老 人短期入所事業に相当する事業の用に供する施 設若しくは老人短期入所施設に相当する施設(いずれの施設においても同日以降に増築され、又は 全面的に改築された部分を除く。)であって、基準 該当短期入所生活介護の提供に支障がないと認められるものについては、第四十六条第一項第一 号イ及びロ並びに同項第二号(ただし書を除く。)の規定は適用しない。
- 4 第四十八条の規定にかかわらず、当分の間、医 療法施行規則等の一部を改正する省令(平成十三 年厚生労働省令第八号。以下「平成十三年医療法 施行規則等改正省令」という。) 附則第三十五条第 三項の規定の適用を受ける老人性認知症疾患療 養病棟に置くべき看護職員の員数は、常勤換算方 法で、当該老人性認知症疾患療養病棟における入 院患者の数(以下「老人性認知症疾患療養病棟入 院患者数」という。) が四又はその端数を増すごと に一以上とする。ただし、そのうち、老人性認知 症疾患療養病棟入院患者数を四で除した数(その 数が一に満たないときは一とし、その数に一に満 たない端数が生じるときはこれを切り上げるも のとする。) から老人性認知症疾患療養病棟入院 患者数を五で除した数(その数が一に満たないと きは一とし、その数に一に満たない端数が生じる ときはこれを切り上げるものとする。)を減じた 数の範囲内で介護職員とすることができる。
- 5 第四十九条の規定にかかわらず、当分の間、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第三十六条の規定の適用を受ける老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の床面積は、入院患者一人につき六・〇平方メートルとする。
- 6 平成十五年四月一日前から法第四十一条第一 項に規定する指定居宅サービスに該当する短期

附則

この要領は、平成二十五年四月一日から施行する

附 則(二六福保高介第七六三号) この要領は、平成二十六年九月十二日から施行す る。

附 則(二六福保高介第一七八八号) この要領は、平成二十七年四月一日から施行す

ただし、第三の一の3の(2)②「利用料その他費用の額」における「二割負担」の規定、(14)「利用料等の受領」①における「二割」及び「八割」の規定、4の(5)「運営に関する基準」における「一〇〇分の八〇」の規定、第三の二の4の(4)「運営に関する基準」における「一〇〇分の八〇」の規定、第三の六の4の(3)「運営に関する基準」における「一〇〇分の八〇」の規定、第三の一〇分の八〇」の規定、第三の一〇分の八〇」の規定、第三の一一の3の(1)①「指定福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額」における「二割負担」の規定、4の(2)「準用」における「一〇〇分の八〇」の規定は、平成二十七年八月一日から適用する。

附 則 (二七福保高介第一七八八号) この要領は、平成二十八年四月一日から施行する

附 則(三○福保高介第五九号)

- この要領は、平成三十年四月一日から施行する。 附 則(三〇福保高介第九七〇号)
- この要領は、平成三〇年八月一日から施行する。 附 則 (三福保高介第一二八号)
- この要領は、令和三年四月一日から施行する。

床群(病床を転換して設けられたものに限る。以下「病床転換による診療所旧療養型病床群」という。)に係る病床を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所であって、同条の規定の適用を受ける病室を有するものについては、同条の規定にかかわらず、療養病床に係る一の病室の病床数は、四床以下としなければならない。

- 8 病床転換による診療所旧療養型病床群に係る 病床を有する診療所である指定短期入所療養介 護事業所であって、平成十三年医療法施行規則等 改正省令附則第七条の規定の適用を受ける病室 を有するものについては、同条の規定にかかわら ず、療養病床に係る病室の床面積は、内法による 測定で、利用者一人につき六・四平方メートル以 上としなければならない。
- 9 病床転換による診療所旧療養型病床群に係る 病床を有する診療所である指定短期入所療養介 護事業所であって、平成十三年医療法施行規則等 改正省令附則第二十四条の規定の適用を受ける ものに係る食堂及び浴室については、同条の規定 にかかわらず、次に掲げる基準によらなければな らない。
  - 一 食堂は、内法による測定で、療養病床における利用者一人につき一平方メートル以上の床面積を有すること。
  - 二 浴室は、身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。
- 10 平成十一年四月一日前から存する有料老人ホームであって、次のいずれにも該当するものとして別に厚生労働大臣が定めるものにあっては、第二百十九条第三項又は第二百四十一条第三項の規定にかかわらず、浴室及び食堂を設けないことができる。
  - 一 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム(老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホームをいう。)又は軽費老人ホーム(同法第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。附則第十四項において同じ。)(以下「養護老人ホーム等」という。)を併設しており、入所者が当該養護老人ホーム等の浴室及び食堂を利用することができるものであること。
  - 二 入所定員が五十人未満であること。
  - 三 入所者から支払を受ける家賃並びに管理費 及び運営費の合計額(以下「家賃等」という。) が比較的低廉であること。
  - 四 入所者から利用料、第二百二十六条第三項に 規定する規則で定める費用及び家賃等以外の 金品(一定期間の経過後又は退所時に全額返還 することを条件として入所時に支払を受ける 金銭を除く。)の支払を受けないこと。
- 11 平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第 八条の規定の適用を受ける病院内の病室に隣接 する廊下(平成十三年医療法施行規則等改正省令 第十二条の規定による改正後の指定居宅サービ ス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成十一年厚生省令第三十七号) 附則第九条の 規定の適用を受ける場合を除く。) の幅は、内法に よる測定で一・二メートル以上とすること。ただ

入所生活介護の事業を行う事業所(同日以降に増 築され、又は改築された部分を除く。)であって、 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営 に関する基準の一部を改正する省令(平成十五年 厚生労働省令第二十八号)による改正後の指定居 宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関す る基準(平成十一年厚生省令第三十七号)第九章 第五節 (第百四十条の四第六項第一号ロ (2) を除 く。) に規定する基準を満たすものにおける第三 十八条第五項第一号イ(2)の規定の適用について は、同規定中「二平方メートルに当該共同生活室 が属するユニットの利用定員(条例第百七十条第 四項第二号に規定する利用定員をいう。次項及び 第四十二条において同じ。)を乗じて得た面積以 上を標準」とあるのは、「当該ユニットの利用者が 交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」 とする。

- 7 介護保険法の一部を改正する法律(平成十七年 法律第七十七号)附則第十条第一項の規定により 指定特定施設入居者生活介護事業者とみなされ た者が指定特定施設入居者生活介護の事業を行 う指定特定施設の介護居室であって、平成十八年 四月一日に現に定員四人以下であるものについ ては、第五十八条第二項第一号イ及び第六十二条 第二項第一号イの規定は適用しない。
- 8 平成十八年四月一日前から存する養護老人ホームである指定特定施設(同日において建築中のものを含む。)については、第六十二条第二項第一号イの規定は適用しない。
- 9 平成十八年四月一日前から存する養護老人ホームである指定特定施設については、平成十九年三月三十一日までの間に第六十二条第二項第一号ホに規定する非常通報装置若しくはこれに代わる設備又は同項第三号に規定する非常用設備を設置する旨の計画が策定されている場合は、同項第一号ホ及び同項第三号の規定は、当分の間、適用しない。
- 10 条例附則第十四項に規定する規則で定めるその他の病床は、医療法第七条第二項に規定する療養病床若しくは一般病床又は老人性認知症疾患療養病棟(健康保険法等一部改正法附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第四条第二項に規定する病床により構成される病棟をいう。)の病床とする。

附則(令和三年規則第七十号)

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 施行日以降、当分の間、東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(令和三年東京都条例第二十四号)による改正後の東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成二十四年東京都条例第百十一号)第百七十条第四項第二号の規定に基づき利用定員が十二人を超えるユニットを整備するユニット

- し、両側に居室がある廊下の幅は、内法による測 定で一・六メートルとしなければならない。
- 12 平成十五年四月一日前から存する指定短期入 所生活介護事業所(同日以降に建物の規模又は構造を変更したものを除く。)は、指定短期入所生活介護事業所であってユニット型指定短期入所生活介護事業所でないものとみなす。ただし、当該指定短期入所生活介護事業所が、第九章第二節及び第五節に規定する基準を満たし、かつ、その旨を知事に申し出た場合は、この限りでない。
- 13 平成十七年十月一日前から存する指定短期入 所療養介護事業所(同日以降に建物の規模又は構造を変更したものを除く。)は、指定短期入所療養 介護事業所であってユニット型指定短期入所療養介護事業所でないものとみなす。ただし、当該 指定短期入所療養介護事業所が、第十章第二節及 び第五節に規定する基準を満たし、かつ、その旨 を知事に申し出た場合は、この限りでない。
- 14 療養病床その他の病床で規則で定めるもの(以 下「療養病床等」という。) を有する病院又は病床 を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床 等又は当該診療所の病床を令和六年三月三十一 日までの間に転換(当該病院の療養病床等又は当 該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、 当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又 は入居させるための施設の用に供することをい う。次項及び附則第十六項において同じ。)を行っ て指定特定施設入居者生活介護(外部サービス利 用型指定特定施設入居者生活介護を除く。)の事 業を行う医療機関併設型指定特定施設(介護老人 保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に 併設される指定特定施設をいう。以下同じ。) の生 活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の 員数の基準は、第二百十七条の規定にかかわら ず、次に掲げる基準によらなければならない。
  - 一 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。
  - 二 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療 機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当 数
- 15 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を令和六年三月三十一日までの間に転換を行って外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、第二百三十九条の規定にかかわらず、当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数とする。
- 16 療養病床等を有する病院又は病床を有する 診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当 該診療所の病床を令和六年三月三十一日までの 間に転換を行って指定特定施設入居者生活介護

型指定短期入所生活介護事業者は、この規則による改正後の東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則第三十一条第一項第三号及び第四十条の基準を満たすほか、ユニット型指定短期入所生活介護事業所における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

の事業を行う場合の医療機関併設型指定特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、第二百十九条及び第二百四十一条の規定にかかわらず、当該医療機関併設型指定特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

附 則(平成二十五年条例第七十一号) この条例は、平成二十五年四月一日から施行す る。

附 則(平成二十六年条例第五十四号) この条例は、平成二十六年四月一日から施行す る。

附 則(平成二十六年条例第百六十四号) この条例は、平成二十七年四月一日から施行す る。

附 則(平成二十七年条例第八十一号) この条例は、平成二十七年四月一日から施行す る。

附 則(平成二十八年条例第七十二号) この条例は、平成二十八年四月一日から施行す る。

附 則(平成三十年条例第五十五号)

- 1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第二百五十五条第一号の改正規定は、 平成三十年十月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスを行っている事業所において行われるこの条例による改正前の東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(以下この項において「旧条例」という。)第八十九条に規定する指定居宅療養管理指導(以下この項において単に「指定居宅療養管理指導」という。)のうち、看護職員(歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。)が行う指定居宅療養管理指導については、旧条例第八十九条から第九十一条まで及び第九十五条第三項の規定は、平成三十年九月三十日までの間、なおその効力を有する

附 則(令和三年条例第二十四号) (施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 施行日から令和六年三月三十一日までの間、この条例による改正後の東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(以下「新条例」という。)第三条第三項及び第三十九条の二(新条例第四十一条の三、第四十六条、第五十八条、第六十二条、第七十八条、第八十八条、第九十七条、第百十二条、第百十四条、第百三十四条、第百四十五条、第百六十七条(新条例第百八十条において準用する場合を含む。)、

第百八十条の三、第百八十七条、第二百三条(新 条例第二百十五条において準用する場合を含 む。)、第二百三十六条、第二百四十七条、第二百 六十二条、第二百六十四条及び第二百七十五条に おいて準用する場合を含む。)の規定の適用につ いては、これらの規定中「講じなければならない」 とあるのは「講じるよう努めなければならない」 と、新条例第九条(新条例第四十一条の三及び第 四十六条において準用する場合を含む。)、第五十 二条(新条例第六十二条において準用する場合を 含む。)、第六十七条、第八十二条、第九十二条、 第百二条(新条例第百十四条及び第百三十四条に おいて準用する場合を含む。)、第百三十九条、第 百五十一条(新条例第百八十条の三及び第百八十 七条において準用する場合を含む。)、第百七十二 条、第百九十一条、第二百七条、第二百二十一条、 第二百四十二条及び第二百五十二条(新条例第二 百六十四条及び第二百七十五条において準用す る場合を含む。) の規定の適用については、これら の規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のため の措置に関する事項に関する規程を定めるよう 努めるとともに、次に」と、「重要事項に」とある のは「重要事項(虐待の防止のための措置に関す る事項を除く。) に」とする。

- 3 施行日から令和六年三月三十一日までの間、新 条例第十一条の二(新条例第四十一条の三、第四 十六条、第五十八条、第六十二条、第七十八条、 第八十八条、第九十七条、第百十二条、第百十四 条、第百三十四条、第百四十五条、第百六十七条 (新条例第百八十条において準用する場合を含 む。)、第百八十条の三、第百八十七条、第二百三 条(新条例第二百十五条において準用する場合を 含む。)、第二百三十六条、第二百四十七条、第二 百六十二条、第二百六十四条及び第二百七十五条 において準用する場合を含む。)の規定の適用に ついては、新条例第十一条の二第一項中「講じな ければならない」とあるのは「講じるよう努めな ければならない」と、同条第二項中「実施しなけ ればならない」とあるのは「実施するよう努めな ければならない」と、同条第三項中「行う」とあ るのは「行うよう努める」とする。
- 4 施行日から令和六年三月三十一日までの間、新 条例第三十二条第三項(新条例第四十一条の三、 第四十六条、第五十八条、第六十二条、第七十八 条、第八十八条、第九十七条及び第二百七十五条 において準用する場合を含む。)、第百九条第二項 (新条例第百十四条、第百三十四条、第百六十七 条(新条例第百八十条において準用する場合を含 む。)、第百八十条の三、第百八十七条、第二百三 十六条及び第二百四十七条において準用する場 合を含む。)、第百四十三条第二項(新条例第二百 三条(新条例第二百十五条において準用する場合 を含む。)において準用する場合を含む。)及び第 二百五十九条第六項(新条例第二百六十四条にお いて準用する場合を含む。)の規定の適用につい ては、これらの規定中「講じなければならない」 とあるのは「講じるよう努めなければならない」

5 施行日から令和六年三月三十一日までの間、新	
条例第五十二条の二第三項(新条例第六十二条に	
おいて準用する場合を含む。)、第百三条第三項	
(新条例第百十四条、第百三十四条、第百四十五	
条、第百六十七条、第百八十条の三、第百八十七	
条及び第二百三条において準用する場合を含	
む。)、第百七十三条第四項、第二百八条第四項及	
び第二百三十一条第四項(新条例第二百四十七条	
において準用する場合を含む。)の規定の適用に	
ついては、これらの規定中「講じなければならな	
い」とあるのは「講じるよう努めなければならな	
い」とする。	
6 この条例の施行の際現に存する建物(基本的な	
設備が完成しているものを含み、施行日以後に増	
築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の	
居室については、この条例による改正前の東京都	
指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営	
の基準に関する条例第百七十条第四項第四号の	
規定は、施行日以後もなおその効力を有する。	